

## 協議をお願いしたい内容

- 道路運送法第21条許可から第4条許可への移行は、新たに国土交通大臣の許可を受けることとなる。
- 4条許可の審査項目には、運行区域や車両、運賃などの運行内容が含まれている。
- 運賃は、公聴会の開催等により住民の意見を聞いた後、運賃協議会での協議が整った場合に届け出ることとされている（道路運送法第9条第5項）。
- このことから、4条許可移行後のうきしろ号の運賃について、改めて決定する必要がある。
- 運賃(案)について、パブリックコメントで寄せられた意見を踏まえ、現行の運賃と同様の内容で決定してよいかご協議をお願いします。

# 運賃の決定について

2

- 
- ① 10月15日(水)締切 地域公共交通会議での協議
  - ② 10月20日(月)  
～11月3日(月) パブリックコメントの実施
  - ③ 11月18日(火) 運賃協議部会での協議・承認 (今回の書面協議)
  - ④ 11月下旬 市長決裁(決定)
  - ⑤ 11月末までに 国土交通大臣への運賃等設定届出書の提出

# 意見募集(パブリックコメント)の実施について

## ●期間

令和7年10月20日(月)～11月3日(月)

## ●意見の提出が可能な方

- ・市内在住の方
- ・市内で事業を行っている方または団体など
- ・市内在勤、在学の方
- ・市に対して納税義務を有する方または団体など
- ・本案に利害関係を有する方または団体など

## ●資料の閲覧

- ・市HP
- ・交通政策課⑯窓口・市役所2F市政情報コーナー・南河原支所での閲覧

## ●意見提出の方法

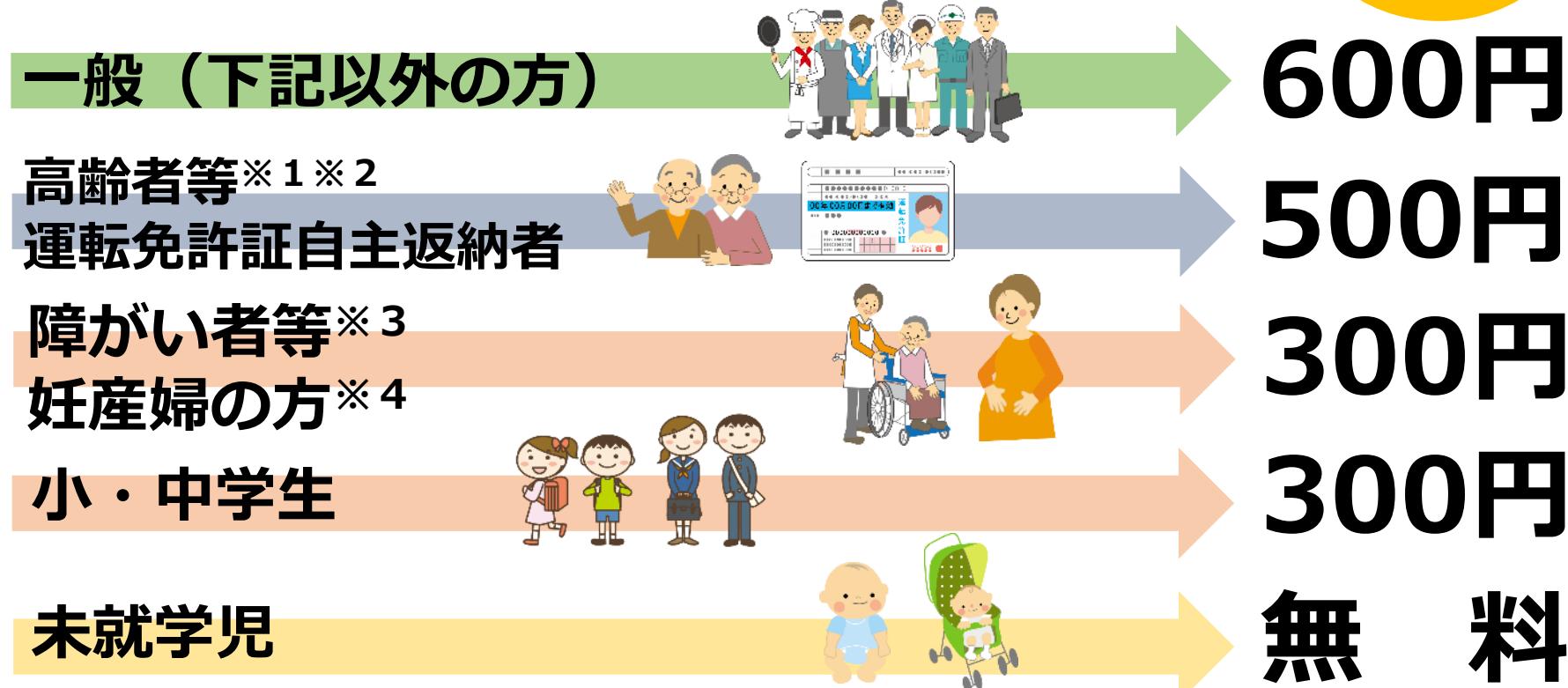
持参、郵送、FAX、メールにより提出

## «意見募集の結果について»

◆意見提出者数：5人

◆意見件数：5件

# 行田市乗合型A I オンデマンド交通「うきしろ号」の運賃(案) 4



※1 高齢者は75歳以上の者

※3 介助者(1名)は障がい者と同額

※2 付添人(1名)は高齢者と同額

※4 妊娠から出産後1年未満まで